

入札募集情報

令和8年4月23日公告

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 業 務 番 号 | た揖地第3号 | |
| 業 務 名 称 | 令和8年度たつの市揖保川総合支所庁舎空調設備保守点検業務 | |
| 履 行 場 所 | たつの市揖保川総合支所 たつの市揖保川町正條279番地1 | |
| 履 行 期 間 | 契約日から令和9年3月31日まで | |
| 業 務 担 当 課 | たつの市揖保川総合支所地域振興課 | |
| 概 要 | 別添仕様書のとおり | |
| 入 札 参 加 資 格 (全項目に該当する者) | ① 登録要件 ・令和8年3月末時点で、たつの市入札参加資格者名簿（物品、役務）に登録されている者 | |
| | ②住所要件 ・兵庫県内に本店又は支店等を有する者 | |
| | ③実績要件 ・平成23年4月以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）が発注した延床面積3,000㎡以上の「庁舎空調設備保守点検業務」を元請けとして完了した実績を有する者 | |
| | ④その他 ・公告日から開札日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者 ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可を受けた者はこの限りではない。 ・たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者 | |
| 入 札 方 法 | 電子方式 | |
| 入 札 参 加 申 込 | 期 間 | 令和8年4月23日（木）から同年4月30日（木）まで 受付期間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 （9時～20時／最終日のみ9～17時） 郵送の場合は最終日の17時までに必着 持参の場合は開庁日の下記時間内 |

| | | |
|--------------|------|--|
| | | (9時～17時) |
| | 方法 | 電子入札システム、郵送または持参 郵送先：〒671-1692 たつの市揖保川町正條279番地1 たつの市揖保川総合支所地域振興課 |
| | 申込書類 | ・一般競争入札参加申込書(物品役務用) ・業務実績調書 |
| 証明書等審査結果通知 | | 令和8年5月1日(金) |
| 入札に関する質問 | 期限 | 令和8年5月11日(月)午後3時まで |
| | 方法 | 質問書(様式任意)により、たつの市揖保川総合支所地域振興課へメール送信 メールアドレス: chiikishinko_i@city.tatsuno.lg.jp |
| 質問に対する回答 | 期日 | 令和8年5月13日(水) |
| | 方法 | たつの市ホームページ(入札・契約情報)で公表 |
| 入札書等の提出 | 期限 | 令和8年5月1日(金)から同年5月19日(火)まで 受付期間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 (9時～20時/最終日のみ9～17時) 郵送の場合は最終日の17時までまでに必着 持参の場合は開庁日の下記時間内 (9時～17時) |
| | 方法 | 電子入札システム、郵送または持参 |
| | 場所 | たつの市揖保川総合支所地域振興課 〒671-1692 たつの市揖保川町正條279番地1 |
| | 書類 | 入札書 ※入札金額は、消費税及び地方消費税参入前の金額 ※電子入札システムの場合、入札書はシステム内の様式を使用、入札書以外は電子ファイルで送信 ※郵送または持参の場合、入札書は任意の封筒に封入封かんのこと |
| 開札日時 | | 令和8年5月20日(水)午前10時(予定) |
| 同額入札の場合の落札決定 | | 開札の結果、落札となるべき同額入札者が2者以上ある時は、電子くじにより落札者を決定 |
| 最低制限価格 | | 設定しない |
| 保証金 | | 入札保証金/免除 |
| | | 契約保証金/契約金額の10%以上 |
| 支払条件 | | 前払金/無 |
| | | 中間前金払/無 |
| | | 部分払/無 |
| | | 中間前金払と部分払の選択該当工事の別/無 |

| | |
|-------|---|
| 現場説明会 | 無 |
| 注意事項 | <p>(1) 関係法令等、入札制度・基準を熟知の上、入札に参加のこと。</p> <p>(2) 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。</p> <p>(3) 指定の様式は、たつの市ホームページからダウンロードのうえ作成のこと。</p> |